

雲南市議会議長交際費の支出及び公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、議長交際費の支出及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 支出区分は、支出の内容により、次のとおり分類する。

- (1) 弔 事 市政関係者及びその親族に対する香典に係る支出
- (2) 見 舞 市政関係者の病気や災害等による見舞金に係る支出
- (3) 慶 事 祝賀会やお祝い等に係る支出
- (4) 会 費 会議や研修会、会費を必要とする会合等への参加に係る支出
- (5) 記念品 国内外からの公式訪問及び市議会公式訪問の際の記念品等に係る支出
- (6) その他 前各号に掲げる支出区分以外の市政、市議会運営に資するための経費に係る支出

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公表する内容)

第4条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支 出 日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先等

(公表の時期)

第5条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の10日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第6条 議長交際費の公表は、その内容を別記様式により雲南市議会のホームページに掲載するとともに、議会事務局において縦覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年1月1日以後に支出のあったものについて適用する。

別表(第3条関係) 一般的な支出金額の基準

区 分	対 象 者 等	金 額	そ の 他
弔 事	① 市四役本人	3万円以内	生花、盛籠、香料の判断は議長が行う 弔電は別途送付
	② 元議員本人(旧6町村議員含む)	1万円以内	
	③ 元四役本人(旧6町村四役含む)	1万円以内	
	④ 市行政委員、その他公職者本人	1万円以内	
	⑤ 地元選出国會議員・県議會議員本人	3万円以内	
	⑥ ①⑤の配偶者・実父母等	1万円以内	
見 舞	① 病気見舞 (市四役、市関係機関代表者等)	1万円以内	傷病等のため引続き30日以上入院又は自宅療養した場合
	② 災害見舞 (火事・災害等、該当者は①と同等)	被害の程度により社会通念上妥当と認められる範囲内	
慶 事	① 叙勲・褒章 (市政・市議会関係者が受賞し、祝賀会等が開催される場合)	1万円以内	
	② 就任・激励 (地元選出国會議員、県議會議員、近隣市町村の議長・市町村長等)	祝電	
	③ 起工・竣工祝賀会、開所式等 (公益性があると認められる施設)	1万円以内	公共団体の場合は対象外
	④ 総会、祝賀会、行事等へのお祝い	5千円以内	
会 費	① 会費を必要とする会合等への参加等に係る支出	会費相当額	市議会を代表して出席する場合
記念品	① 国内外からの公式訪問及び市議会公式訪問の際の記念品等に係る支出。	社会通念上妥当と認められる範囲内	
その他	① 行政視察の際の土産代等	社会通念上の範囲内の茶菓子等	
	② 議長・副議長用名刺	社会通念上の範囲内の実費	副議長は議長代理出席費用として
	③ 雲南市又は雲南市教育委員会が主催する行事及び議長が特に必要と認めた行事に対して議長賞を交付するもの	5千円以内	
	④ その他、市議会運営上必要な交際に必要な経費として議長が特に認めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内	

この基準は、一般的な支出金額を示したものであり、この基準によることが適当でない事例が生じた場合は議長が別に定める。また社会経済状況の変化等に十分配慮し、市民感覚と合致したものになるよう、適正な予算の執行のため適宜見直しを行なうものとする。

別記様式（第6条関係）

○交際費執行状況（ 年 月分）

支出月日	支出区分	支出先・内容等	支出金額（円）
合 計			

○累 計（ 年度）

区 分	累 計 額 （円）	件 数 （件）
弔 事		
見 舞		
慶 事		
会 費		
記 念 品		
そ の 他		
計		